

更生医療の新規申請について

更生医療は事前の申請が原則です。対象となる医療（手術等医療）を受ける前に必要なものを用意して障がい福祉課の窓口申請してください。

★更生医療の新規申請に必要なもの

1 身体障害者手帳

- (1) 身体障害者手帳に記載されている障がい（部位）に対する医療であることが条件となります。
- (2) 身体障害者手帳がない場合は、身体障害者手帳の同時申請・取得をしてください。申請時に手帳・更生医療と同時申請にしないと更生医療を受給することはできません。

2 更生医療の指定医療機関の指定医が記入した意見書

- (1) じん臓機能障がいの場合
 - ① じん臓機能障害者医学的判定意見書（3枚複写の用紙（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ））
 - ② 更生医療意見書（3枚複写の用紙（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ））
- (2) 肢体不自由の場合
 - ① 相談記録票及び医学的判定（意見）書（Ⅰ）（肢体不自由用）
 - ② 更生医療意見書（3枚複写の用紙（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ））
- (3) その他の障がいの場合
 - ① 相談記録票及び医学的判定（意見）書（Ⅰ）（視・聴・言・内部障害用）
 - ② 更生医療意見書（3枚複写の用紙（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ））

3 健康保険から交付された特定疾病療養受療証

※お持ちの方のみ（2（1）で人工透析療法の場合）

4 健康保険証

※生活保護を受給されている方は生活保護受給証明書

○審査・判定には1か月半～2か月ほど時間がかかります。

逗子市 福祉部 障がい福祉課 電話：046-873-1111 内線 223

自立支援医療（更生医療）のご案内



自立支援医療（更生医療）は、疾病、事故、災害などによる身体的損傷に対して医療（一般医療）がなされ、障がいの程度を軽減するために必要な医療（人工透析療法、人工関節手術、口唇・口蓋形成術、抗 HIV 療法、じん臓・心臓・肝臓移植術及び抗免疫療法等）に対する公費負担援助を受けることができる制度です。原則として医療費の自己負担額が1割になりますが、世帯（同じ医療保険）の所得の状況等に応じて「月額自己負担上限額」が定められます。

制度の適用を受けるには、医療を受けようとする疾患等について、すでに身体障がい者の認定を受けていることが必要です。

申請後交付される自立支援医療受給者証（更生医療）の有効期限は原則3か月以内です。人工透析療法及び抗 HIV 療法等治療が長期に及ぶ場合は1年間です。また、引き続き再申請（継続）する場合は、有効期限終了後の翌日から起算して3か月前から手続きができます。

月額自己負担上限額

生活保護世帯	市民税非課税		市民税		
	本人収入 80万円以下	本人収入 80万円超	3万3千円未満	3万3千円～ 23万5千円未満	23万5千円以上
生活保護 0円	低所得1 負担上限額 2,500円	低所得2 負担上限額 5,000円	負担上限額 医療保険の自己負担額		対象外
			重度かつ継続※2		
			中間所得1 負担上限額 5,000円	中間所得2 負担上限額 10,000円	一定所得以上 (※1 経過的特例) 負担上限額 20,000円

※1 経過的特例は、令和9年3月31日までとなります。

※2 重度かつ継続の範囲

- ・じん臓機能障がい、小腸機能障がい、免疫機能障がい、心臓機能障がい（心移植後の抗免疫療法に限る）、肝臓機能障がい（肝移植後の免疫療法に限る）の者。
- ・医療保険の高額療養費で多数該当者（直近12か月で4回以上）

逗子市 福祉部 障がい福祉課

逗子市逗子5-2-16

電話 046-873-1111(代)

内線223

FAX 046-873-4520